

吸收合併に係る事後開示書面
(吸收合併消滅会社 有限会社ヤジマメディカルブレーン)

2022年1月4日

日本調剤株式会社

代表取締役社長 三津原 康介



当社は、有限会社ヤジマメディカルブレーンを消滅会社とする吸收合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

当社は、吸収合併消滅会社である有限会社ヤジマメディカルブレーンの自己株式を除く発行済株式の全部を所有していたため、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、吸収合併消滅会社である有限会社ヤジマメディカルブレーンの特別支配会社であったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である有限会社ヤジマメディカルブレーンは、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である有限会社ヤジマメディカルブレーンに対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、同社は2021年11月16日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

当社は本吸收合併を簡易手続きで行ったため、差止請求は適用されません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は本吸收合併を簡易手続きで行ったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 債権者の異議

吸收合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2021年11月16日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である2022年1月1日をもって、吸収合併消滅会社である有限会社ヤジマメディカルブレーンからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社である有限会社ヤジマメディカルブレーンが備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更登記の日

2022年1月4日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

2021年11月16日

(吸收合併消滅会社)

有限会社ヤジマメディカルブリッジ

代表取締役社長 三津原 康介



当社は、吸收合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸收合併契約

別紙1「吸收合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸收合併存続会社である日本調剤株式会社は、当社の自己株式を除く発行済株式の全部を所有しているため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

吸收合併存続会社である日本調剤株式会社は、当社の自己株式を除く発行済株式の全部を所有しているため、合併対価の交付はありません。

4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

吸收合併存続会社である日本調剤株式会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告書、監査報告書及び会計監査報告書を含む）は別紙2のとおりです。

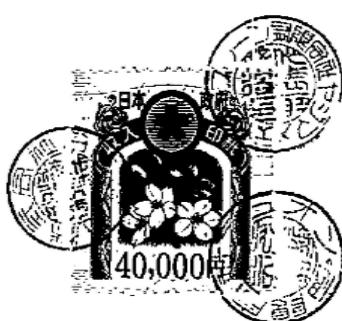
なお、当社及び日本調剤株式会社とともに、最終事業年度末日後において重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び吸收合併存続会社である日本調剤株式会社の財務状況から勘案して、合併後の債務の履行に支障はないものと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降において上記各事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の事項を開示いたします。

(以上)



吸收合併契約書

日本調剤株式会社（以下、「甲」という。）と有限会社ヤジマメディカルブレーン（以下、「乙」という。）及び有限会社デュオン（以下、「丙」という。）とは、以下のとおり吸收合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併当事者の商号及び住所）

本契約当事者の商号及び住所は、末尾記載のとおりである。

第2条（合併の方式）

1. 甲と乙及び丙とは、甲を存続会社、乙及び丙（以下、「消滅会社各社」という。）を消滅会社として吸收合併するものとする。
2. 本契約の解釈及び効力においては、可能な限り個別の合併（すなわち、甲乙間または甲丙間の合併）ごとに検討し、個別の合併における合併条件の変更、本契約の解除による失効その他の効力は、他の一方の個別の合併の効力に影響を及ぼさないものとする。
3. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、消滅会社各社は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第3条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は2022年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び消滅会社各社協議の上これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付）

甲は、消滅会社各社の自己株式を除く発行済株式の全部を所有しているため、各々の合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第5条（資本金及び準備金の額）

甲は、各々の合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

第6条（権利義務の承継）

1. 消滅会社各社は、2021年3月31日現在の各々の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。
2. 消滅会社各社は、2021年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第7条（善管注意義務）

甲及び消滅会社各社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、各々が善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び消滅会社各社協議の上、これを行うものとする。

第8条（従業員の引継ぎ）

1. 甲は、効力発生日をもって、消滅会社各社の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。
2. 消滅会社各社の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、消滅会社各社における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲及び消滅会社各社協議の上決定する。

第9条（解散費用）

効力発生日以降において、消滅会社各社の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び消滅会社各社の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲及び消滅会社各社協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び消滅会社各社協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び消滅会社各社記名押印の上、甲が原本を保有し、消滅会社各社は原本の写しを保有する。

2021年11月15日

(住所) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
甲 (商号) 日本調剤株式会社
代表取締役社長 三津原 庸介



(住所) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
乙 (商号) 有限会社ヤジマメディカルブレーン
代表取締役社長 三津原 庸介



(住所) 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
丙 (商号) 有限会社デュオン
代表取締役社長 三津原 庸介



(提供書面)

事 業 報 告
 (2020年4月1日から)
 (2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況**(1) 当連結会計年度の事業の状況**

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、緊急事態宣言が繰り返し発出されるなど、その拡大は収束の見通しも立たず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループでは、地域医療を担う医療機関として果たすべき使命を強く認識しながら、調剤薬局各店舗における感染防止対策を徹底しつつ、良質な医療の提供に努めてまいりました。また同時に全社を挙げてコスト削減施策も推し進めています。

調剤薬局事業においては、2020年9月に全国でオンライン服薬指導が解禁されたことを受け、当社グループの薬局ではいち早くこれに対応するために、自社開発のオンライン服薬指導システム「日本調剤 オンライン薬局サービス」の運用を開始し、主要なオンライン診療サービス事業者とも連携した、シームレスなオンライン診療・オンライン服薬指導の体制を整えました。加えて、ドローンによる離島への医薬品配送の飛行実験や宅配ロッカーを用いた処方薬の受け渡し、バイク便を利用した医薬品即日配送の実証実験に取り組むなど、患者さまのニーズに応えた新しい医療サービスの提供を積極的に追求しております。

また、2021年3月からスタートした、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」においても、自社開発の調剤システムによる統一された情報基盤を生かしていち早く対応し、全国でのプレ運用の拡大を順次進めております。これは患者さまの利便性のみならず、かかりつけ薬剤師の責務である服薬情報の一元化・継続的な管理など、きめ細やかな服薬指導につながるものであり、医療情報におけるICTの利活用を推進することで、より質の高い医療の提供に向けて取り組んでおります。

加えて2021年4月からは、地域の皆さまの健康づくりをサポートする当社施設「健康チェックステーション」の一部店舗において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の活性化を目指した社会的PCR検査「SocRTes（ソクラテス）」の導入を開始したほか、公益社団法人日本栄養士会による「認定栄養ケア・ステーション」の認定を取得し、地域住民の健康増進に一層注力する体制を整備しており、医療を通じた地域社会への貢献活動を推し進めています。

一方、医薬品製造販売事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により医薬品市場全体が縮小傾向の中、積極的な研究開発が自社製造品目の拡大へとつながり、特に2019年12月以降に発売した新規薬価収載品の販売が好調に推移したことから、当社グループの業績を大きく牽引しました。

医療従事者派遣・紹介事業においては、新たな事業拡大として、2020年11月、首都圏を中心とする産業医業務提供事業を展開する株式会社WORKERS DOCTORSを取得しました。企業での健康経営の推進により産業医の重要性が今後ますます高まる中、同社の産業医に関するノウハウと、当社グループの全国規模の営業体制や医師紹介実績を活用することで、新たなシナジー創出を図ってまいります。

当連結会計年度における経営成績は、売上高278,951百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益8,106百万円（同6.8%増）、経常利益8,409百万円（同13.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,538百万円（同47.2%減）となりました。

引き続き当社グループは、患者さま・お客さまに安心してご利用いただくため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全力で取り組み、良質な医療の提供を継続してまいります。

[各事業のセグメント別概況]

・調剤薬局事業

当連結会計年度の売上高は244,072百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益は10,585百万円（前年同期比8.2%増）となりました。

3月末時点での総店舗数は、同期間に29店舗の新規出店、9店舗の閉店を行った結果、計670店舗（物販店舗1店舗を含む）となりました。

売上高及び営業利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による処方箋枚数の減少が継続したものの、前年度の出店効果や長期処方の増加による処方箋単価の上昇、ならびに全社を挙げた継続的なコスト削減施策の実施により增收増益となりました。

なお、国が2020年9月までに80%とすることを目標として掲げていたジェネリック医薬品の数量ベース使用割合は、当社グループでは3月末時点で全社平均89.3%に達しております。また、在宅医療実施店舗の割合は90.8%（年間12件以上実施の店舗割合）と順調に推移しております。

・医薬品製造販売事業

当連結会計年度の売上高は45,699百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益は2,350百万円（前年同期比80.6%増）となりました。

売上高につきましては、2020年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があった一方、2019年12月、2020年6月及び2020年12月の新規薬価収載品の好調な販売等により

増収となりました。営業利益につきましては、コスト削減の取り組みに加え、収益性を重視した販売方針、及び新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大に伴う利益率の改善により、増益となりました。

なお、当連結会計年度末での販売品目数は、新規薬価収載品21品目を発売したことなどにより688品目（一般用医薬品2品目を含む）となりました。

・医療従事者派遣・紹介事業

当連結会計年度の売上高は8,393百万円（前年同期比34.0%減）、営業利益は712百万円（前年同期比61.5%減）となりました。

売上高につきましては、かかりつけ薬剤師制度の開始による人材市場の需要変化を捉え、従前より薬剤師の派遣から紹介へのシフトを進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による一層の派遣抑制が継続したことにより減収となりました。営業利益につきましては、医師及び薬剤師の紹介事業は堅調に推移したものの、薬剤師派遣事業における減収の影響が大きく減益となりました。

② 資金調達の状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において8,000百万円の借入を実施しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、9,492百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020年7月1日に有限会社ケイリバー、10月1日に株式会社ナカヒロ及び合同会社和田薬局、2021年1月1日に株式会社ライムを当社に吸収合併しております。前述の4社はすべて、当社の100%子会社であります。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において、株式会社1社及び有限会社1社の株式を取得し、子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第38期 (2018年3月期)	第39期 (2019年3月期)	第40期 (2020年3月期)	第41期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	241,274	245,687	268,520	278,951
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,104	3,790	6,697	3,538
1株当たり当期純利益(円)	190.84	121.74	223.33	118.01
総資産(百万円)	186,569	178,677	185,551	186,262
純資産(百万円)	41,506	41,073	47,072	49,868
1株当たり純資産額(円)	1,297.50	1,369.52	1,569.77	1,663.01

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第39期の期首から適用しており、第38期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。
2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第38期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第38期

調剤薬局事業は、36店舗を新規出店いたしました。店舗数の増加に加え、改定翌年度における処方箋単価の上昇、既存店枚数の増加傾向などにより売上高は増収となりました。また営業利益は12,411百万円と大幅な増益となりました。医薬品製造販売事業は、売上高は増収であったものの、自社製造品増強のための費用増加などにより営業利益は1,194百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、順調に推移し営業利益は1,842百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は6,104百万円となり、前期比31.6%の増益となりました。

第39期

調剤薬局事業は、32店舗を新規出店いたしました。自力出店を中心とした出店戦略の成果などにより増収となりました。他方営業利益は調剤報酬及び薬価の改定の影響により8,707百万円と大幅な減益となりました。医薬品製造販売事業は、調剤薬局事業の業容拡大に伴う内部売上高の増加などにより増収となりました。利益面についても、償却負担増加を販売戦略効果などで補填し1,885百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、紹介事業伸展などにより増収を果たしましたが、医師紹介事業拡大に向けた先行投資負担が大きく、1,478百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,790百万円となり、前期比37.9%の減益となりました。

第40期

調剤薬局事業は、65店舗を新規出店いたしました。高額な医薬品の処方増加やかかりつけ薬剤師・薬局への取り組みなどにより増収となりました。また営業利益は増収による増益効果などにより9,785百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、新製品の好調な販売などにより増収となったものの、薬価改定の影響などにより営業利益は1,301百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹

介事業は、派遣需要の減少などにより減収となったものの、収益性の高い紹介事業が拡大したことなどにより営業利益は1,851百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は6,697百万円となり、前期比76.7%の増益となりました。

第41期

当連結会計年度につきましては、「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルリソース	93百万円	100%	医療従事者派遣・紹介事業
日本ジェネリック株式会社	1,255百万円	100%	医薬品製造販売事業
株式会社日本医薬総合研究所	100百万円	100%	情報提供・コンサルティング事業
長生堂製薬株式会社	340百万円	100%	医薬品製造販売事業

(4) 対処すべき課題

調剤薬局・医薬品業界では、2015年10月に「患者のための薬局ビジョン」が策定されながら、3度目の改定となる「令和2年度調剤報酬改定」で、「対物業務から対人業務への構造的な転換」が加速し、「薬局における対人業務の評価の充実」を図る一方、「対物業務等の評価の見直し」がなされる報酬体系となりました。

このような環境のもと、当社グループでは主力事業である調剤薬局事業において、薬剤師が対人業務に多くの時間を割けるよう、ICTの活用や機械化の推進を強力かつ積極的に進めるとともに、M&Aも活用した店舗数の増加を進めることなどにより経営基盤をより強固なものとしてまいります。また、医薬品製造販売事業につきましては、当社グループの強みであるグループシナジーの発揮に加え、受託事業等のさらなる拡大に取り組んでまいります。医療従事者派遣・紹介事業については、新しい医療人材ニーズを逃すことなく業界動向などを注視し、収益の拡大を図ってまいります。

当社グループは、大きな事業環境の変化を乗り越え、業界再編を勝ち残る企業グループを目指し、グループ各社がそれぞれ経営の効率化を進め、生産性を向上してまいります。加えて、経営の健全性と透明性をさらに向上させるべく、コンプライアンス体制をはじめとする内部統制システムの一層の整備を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

区分	事業の内容
調剤薬局事業	調剤薬局の経営
医薬品製造販売事業	ジェネリック医薬品の製造及び販売
医療従事者派遣・紹介事業	薬剤師の派遣及び有料職業紹介 医師の有料職業紹介 看護師の派遣及び有料職業紹介 高齢者向け施設検索サイトの運営
情報提供・コンサルティング事業	医薬情報の提供・研究・調査 広告媒体ビジネス 製薬企業・医療機関等へのコンサルティング

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 調剤薬局事業

日本調剤株式会社	本社（東京都千代田区）		
出店地域	当社店舗数	調剤子会社店舗数	グループ店舗総数
北海道	45	0	45
東北	50	0	50
関東甲信越	342	22	364
東海	57	1	58
関西・北陸	78	0	78
中国・四国	39	0	39
九州	36	0	36
合計	643	27	670

(注) 調剤子会社とは、株式会社薬栄、合同会社水野ほか5社であります。

② 医薬品製造販売事業

日本ジェネリック株式会社	本社（東京都千代田区）
長生堂製薬株式会社	本社（徳島県徳島市）

③ 医療従事者派遣・紹介事業

株式会社メディカルリソース	本社（東京都千代田区）
---------------	-------------

④ 情報提供・コンサルティング事業

株式会社日本医薬総合研究所	本社（東京都千代田区）
---------------	-------------

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前期比増減
調剤薬局事業	3,888名	202名増
医薬品製造販売事業	733名	33名増
医療従事者派遣・紹介事業	274名	34名増
全社（共通）	326名	48名増
合計	5,221名	317名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。
 2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。
 3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数 (内薬剤師)	前期比増減 (内薬剤師)	平均年齢	平均勤続年数
合計又 は平均	4,034名 (2,615名)	284名増 (284名増)	34.8歳	6.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,620百万円
株式会社三井住友銀行	6,095
株式会社三菱UFJ銀行	4,415
株式会社りそな銀行	4,000
株式会社百十四銀行	3,132

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 88,384,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 32,048,000株（自己株式2,061,074株を含む） |
| ③ 株主数 | 7,642名（うち単元株主数6,401名） |
| ④ 単元株式数 | 100株 |
| ⑤ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
三 津 原 博	8,400,000	28.01
三 津 原 庸 介	6,640,000	22.14
有 限 会 社 マ ッ ク ス プ ラ ン ニ ン グ	2,240,000	7.47
日 本 調 剤 従 業 員 持 株 会	935,000	3.12
三 津 原 陽 子	800,000	2.67
日本マスター トラスト信託銀行株式会社（信託口）	714,000	2.38
姚 恵 子	538,600	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	430,600	1.44
株 式 会 社 日 本 カ 斯 ト デ ィ 銀 行 (信託口)	342,000	1.14
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	234,800	0.78

(注) 持株比率は自己株式(2,061,074株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三津原庸介	
常務取締役	深井克彦	医療連携推進・事業開発担当
常務取締役	笠井直人	営業統括・開発・企業情報担当
取締役	宮田徳昭	営業推進部長 営業推進・MC対応営業担当
取締役	小柳利幸	薬剤本部長 薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・ 購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・ 薬剤企画・支店管理担当
取締役	小城和紀	財務部長 経理・財務・システム・経営企画担当
取締役	藤本佳久	管理本部長 総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療 保険・リスク管理・コンプライアンス統括担当 CSO
取締役	増原慶壯	FINDAT事業推進部長 FINDAT事業推進担当
取締役	恩地祥光	(有)オズ・コーポレーション代表取締役 東京建物(株)社外取締役 UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監 査役 相鉄ホールディングス(株)社外取締役
取締役(監査等委員・常勤)	畠山信之	
取締役(監査等委員)	ト部忠史	弁護士
取締役(監査等委員)	東葭新	公認会計士・税理士 SMC(株)社外監査役

(注) 1. 取締役恩地祥光氏と監査等委員である取締役ト部忠史氏及び東葭新氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役東葭新氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査等委員である取締役東葭新氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために畠山信之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社、当社の会社法上の子会社並びに当社及び子会社の取締役、監査役、管理職・監督者の地位にある従業員等及びその相続人等あります。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

・決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（株式交付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

なお、現在の役員退職慰労金制度については、打切り支給を行い、廃止のうえ、上記株式報酬（株式交付信託）への移行するものとする。

また、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、取締役共通の基本給テーブルで定める金額に、役位、役割に応じた役位手当、役割手当を加算して決定し、毎月一定の時期に支給する。基本給テーブルは取締役毎に設定し、毎年の評価や在任年数等に応じて、適宜、見直しを図るものとする。

c.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、役員賞与として、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式に基づき算出される金銭を、毎年、当該事業年度の定時株主総会終了後の一定の時期に支給する。

d.株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、株式交付信託制度に基づく株式等を退任後の一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位に応じて付与される年間株式交付ポイントの累計ポイント相当とする。

なお、株式報酬については、上記の形を前提に、現在導入の是非を検討している。

e.基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、役割、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

すべての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

- ・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の固定報酬総額の最高限度額については、2016年6月28日の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額1,000百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議しており、当該決議時の取締役の員数は11名、監査等委員である取締役は3名でした。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものと決議しております。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	256	205	40	11	8
監査等委員 (社外取締役を除く)	12	12	—	0	1
社外取締役	27	26	—	1	3
計	297	243	40	13	12

(注) 1. 当社は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し業績連動報酬として役員賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益であり、業績連動報酬の算定方法は、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式としております。当事業年度を含む連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益の推移は、1. (2)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役恩地祥光氏は、(有)オズ・コーポレーション代表取締役、東京建物(株)社外取締役、UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役、相鉄ホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）東葭新氏は、SMC(株)社外監査役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

- 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社 外 取 締 役	恩 地 祥 光	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回出席し、必要に応じ企業経営者としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	ト 部 忠 史	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	東 葭 新	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、主に経理システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施する上で相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務内容の調査業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務付けられている文書、議事録、稟議書、契約書及び重要な情報の保存並びに管理に関する事項を、別途定める文書管理規程に従って管理するものとし、取締役及び内部監査部門は、業務の必要に応じこれらの書類を自由に閲覧できるものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社グループは、部門毎に個別のリスクを把握、管理し、別途定める規程、マニュアル等により、リスクの現実化を予防するとともに、リスクが現実化した場合は、担当する取締役の責任と権限において即座に対処するものとする。
②社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの各部門のリスク管理の状況を監査し、想定されたリスクに遺漏がないか、リスクの管理方法等が適切かどうかをレビューし、必要な指示を行うものとする。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めるものとする。
②当社グループは、別途定める職務権限規程によって、業務毎に決裁レベルを規定することにより、効率的に決裁が行われる体制を整備するとともに、別途定める業務分掌規程によって、部門毎に業務内容を明確に規定することにより、業務の効率性を図るものとする。
③別途定める予算管理規程によって予算管理を行うことにより、経営効率の向上とともに、IT（情報技術）化を進めることにより、業務の効率性を図るものとする。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社グループは、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することで、取締役間相互の監視・監督機能を確保し、もって取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ②当社グループは、別途定める個別規程及びマニュアル等によって、各業務の手順や遵守すべき事項等を規定することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ③社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの使用人の法令及び定款適合性の状況を監査し、必要な指示を行うものとする。
 - ④当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進委員を配置するものとする。
 - ⑤当社グループは、当社グループの役員・従業員等が当社コンプライアンス担当部門に対して直接通報を行うことができる日本調剤ホットラインを整備するものとする。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項についての事前協議を義務づけるものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、内部監査部門を中心に行い、補助使用人を置くものとする。
 - ②補助使用人の人数、職位等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが協議して決定するものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①当社が補助使用人を置いた場合、当該補助使用人の異動、懲戒及び解雇については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ②補助使用人の人事考課は、監査等委員会の評価に基づき、常勤の監査等委員が行うものとする。
 - ③補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ④当社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ①当社は、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することにより、業務執行取締役が担当する業務の執行状況等が定期的に報告される体制を確保するものとする。
 - ②取締役及び使用人が、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査及び必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うものとする。
9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ①当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ②当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員に周知徹底するものとする。
11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して隨時情報交換することによって、迅速かつ的確に問題点を把握し、もって監査の実効性を確保するものとする。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「コンプライアンス基本規程」「コンプライアンス推進規程」「リスク管理規程」等を整備し、社内イントラネット等を通じて当社グループ各社が遵守すべき基本事項につき周知徹底を図っています。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
- ③内部通報制度であるホットラインにつきましては、「内部通報制度運用規程」に基づき、当社グループ各社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、通報者に対する通報を理由とする不利益取扱いを禁止することで通報者の保護を図っています。
- ④災害・事故等の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画(BCP)を策定し、社内イントラネット等を通じて周知徹底を図っています。
- ⑤監査等委員会の職務を補助する補助使用人3名を監査等委員会の要請に基づき配置し、監査体制の強化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆さまに対して利益還元を図ることを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大の原資として利用することしております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)			
流動資産	89,246	流動負債	87,720
現金及び預金	32,893	買掛金	44,044
受取手形	80	電子記録債務	2,742
売掛金	21,050	一年内返済予定の長期借入金	27,966
電子記録債務	831	リース債務	139
商品及び製品	23,139	未払法人税等	884
仕掛け品	1,413	賞与引当金	3,602
原材料及び貯蔵品	6,174	役員賞与引当金	46
その他の	3,668	資産除去債務	80
貸倒引当金	△6	その他の	8,214
固定資産	97,015	固定負債	48,673
有形固定資産	64,785	長期借入金	42,997
建物及び構築物	29,566	リース債務	1,229
機械装置及び運搬具	14,033	長期割賦未払金	424
土地	14,198	役員退職慰労引当金	199
リース資産	1,196	退職給付に係る負債	2,153
建設仮勘定	1,649	資産除去債務	1,336
その他の	4,140	その他の	332
無形固定資産	18,952	負債合計	136,394
のれん	16,508	(純資産の部)	
その他の	2,443	株主資本	49,931
投資その他の資産	13,277	資本金	3,953
投資有価証券	16	資本剰余金	10,926
長期貸付金	635	利益剰余金	38,551
敷金及び保証金	8,288	自己株式	△3,500
繰延税金資産	3,368	その他の包括利益累計額	△63
その他の	967	退職給付に係る調整累計額	△63
資産合計	186,262	純資産合計	49,868
		負債・純資産合計	186,262

連結損益計算書

(2020年 4月 1日から)
(2021年 3月 31日まで)

(单位：百万円)

科 目										金 額			
売上原価	売上総管理費	高価料	益	益	益	益	益	益	益	金額	278,951		
販売費及一業外取手賃補保金の費用	売上一般管理費	利	数貸借	貸償	益	息料金	料金	入他	0	229,577			
営業受取取扱助成定資産の費用	売上び業外取手賃産の費用	利	用利	数借	却	息料金	料損	他益	36	49,374			
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	446	41,267			
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	51	8,106			
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	34	1,408			
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	655				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	183				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	314				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	10				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	331				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	261				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	188				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	398				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	375				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	1				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	1,920				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	27				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	3,218				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	△273				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	2,324				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	6,483				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	2,945				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	3,538				
営業受取取扱助成定資産の費用	売上外取手賃産の費用	利	除	却	却	息料金	料損	他益	—				
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益	利	除	却	却	息料金	料損	他益	3,538				

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4月 1日から)
 (2021年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年 4月 1日 残高	3,953	10,926	35,762	△3,499	47,143
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△749		△749
親会社株主に帰属する当期純利益			3,538		3,538
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,789	△0	2,788
2021年 3月 31日 残高	3,953	10,926	38,551	△3,500	49,931

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年 4月 1日 残高	△70	△70	47,072
連結会計年度中の変動額			
剩 余 金 の 配 当			△749
親会社株主に帰属する当期純利益			3,538
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6	6	6
連結会計年度中の変動額合計	6	6	2,795
2021年 3月 31日 残高	△63	△63	49,868

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数	13社
・連結子会社の名称	株式会社メディカルリソース 日本ジェネリック株式会社 株式会社日本医薬総合研究所 長生堂製薬株式会社 合同会社水野 有限会社ハート調剤薬局 有限会社群大前薬局 株式会社葉栄 株式会社新栄メディカル 有限会社センチュリーオブジャスティス 有限会社ステラ薬局 株式会社WORKERS DOCTORS 有限会社ヤジマメディカルブレーン 当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました、株式会社WORKERS DOCTORS及び有限会社ヤジマメディカルブレーンは、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 また、親会社との合併により、調剤薬局事業会社4社が消滅しております。
・連結の範囲の変更	

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

当社及び連結子会社は、主として月別総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、一部の連結子会社の工場生産設備(建物附属設備及び機械装置)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
---------	---------

機械装置及び運搬具	5年～15年
-----------	--------

その他(工具、器具及び備品)	5年～15年
----------------	--------

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社及び一部の連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 —— 金利スワップ
ヘッジ対象 —— 借入金

ハ. ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

二. 有効性の評価方法

当社及び一部の連結子会社は特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社は、消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日) 第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日) 第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

調剤薬局事業に係るのれんの評価に用いる将来キャッシュ・フローの見積り

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

科目名	金額（百万円）
のれん	16,093

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、連結貸借対照表において、上記ののれんを計上しておりますが、その主要な部分を調剤薬局事業に係るのれんが占めております。調剤薬局事業に係るのれんは、主に調剤薬局を営む企業の買取及び店舗の事業譲受によって生じたものであり、減損会計における資産生成単位およびキャッシュ・フローを生み出す最小の単位は、主に店舗を基礎として設定しております。

上記ののれんを含む固定資産については、固定資産の減損に係る会計基準に従って減損の認識の判定を行っておりますが、その判定に用いる店舗単位の割引前将来キャッシュ・フローの算出は、翌期予算を基礎として算出しております。この翌期予算のうち売上高の見積りにあたっては、人口動態や競合店の状況などを構成要素として考慮するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を2021年3月期の下期の状況が今後も続くという過程をおいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定については、将来の不確実な状況の変化により見直しが必要となる場合があり、その場合には翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当社及び一部の連結子会社の実施した債権流動化による売掛債権譲渡高は31,932百万円であります。

なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は48,078百万円であります。

(3) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に提供している資産

建物及び構築物	4,433百万円
土地	2,451百万円
敷金及び保証金	154百万円
計	7,039百万円

②担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	1,223百万円
長期借入金	5,381百万円
計	6,604百万円

(4) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び割賦未払金

①割賦払いにより所有権が留保されている資産

建物及び構築物	45百万円
機械装置及び運搬具	1,510百万円
建設仮勘定	5百万円
その他	115百万円
計	1,677百万円

②割賦未払金

流動負債（その他）	462百万円
長期割賦未払金	424百万円
計	886百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東北 (1店舗)	土地	38
店舗	関東甲信越 (4店舗)	建物及び構築物、土地、その他	214
店舗	東海 (1店舗)	建物、その他	58
店舗	関西・北陸 (2店舗)	建物及び構築物、その他	45
店舗	中国・四国 (1店舗)	建物	14
店舗	九州 (5店舗)	建物及び構築物、土地、のれん	436
工場	関東甲信越 (1件)	機械装置及び運搬具、その他	1,112
合計			1,920

(注) 当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗・工場単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,048千株	-千株	-千株	32,048千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,060千株	0千株	-千株	2,061千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2020年6月24日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 25円00銭
- ・基準日 2020年 3月31日
- ・効力発生日 2020年 6月25日

ロ. 2020年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 12円50銭
- ・基準日 2020年 9月30日
- ・効力発生日 2020年12月 4日

(注) 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2020年3月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2021年6月24日開催の第41期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 12円50銭
- ・基準日 2021年 3月31日
- ・効力発生日 2021年 6月25日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,113百万円
未払事業税	121百万円
法定福利費	177百万円
たな卸資産評価損	197百万円
資産除去債務	438百万円
役員退職慰労引当金	62百万円
減損損失	801百万円
長期前払消費税等	196百万円
退職給付に係る負債	666百万円
繰越欠損金	984百万円
有価証券評価損	23百万円
連結納税適用に伴う時価評価益	15百万円
その他	732百万円
繰延税金資産小計	5,532百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△914百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△651百万円
評価性引当額小計	△1,565百万円
計	3,966百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△160百万円
連結納税適用に伴う時価評価損	△144百万円
その他	△292百万円
計	△597百万円
繰延税金資産の純額	3,368百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割	3.9%
留保金課税等	7.3%
税額控除	△2.9%
のれん償却による影響	6.1%
評価性引当額の増減	△1.0%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 45.4%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません ((注2) 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	32,893	32,893	—
(2) 受取手形	80	80	—
(3) 売掛金	21,050	21,050	—
(4) 電子記録債権	831	831	—
(5) 長期貸付金 (※1)	718	707	△11
(6) 敷金及び保証金 (※2)	7,373	7,276	△96
資産計	62,949	62,841	△107
(1) 買掛金	44,044	44,044	—
(2) 電子記録債務	2,742	2,742	—
(3) 未払法人税等	884	884	—
(4) 長期借入金 (※3)	70,963	71,211	247
(5) リース債務 (※3)	1,368	1,613	244
(6) 長期割賦未払金 (※3)	886	884	△2
負債計	120,891	121,380	489

(※1) 長期貸付金は、1年内回収予定の金額を含めております。

(※2) 敷金及び保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(※3) 長期借入金、リース債務、長期割賦未払金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済され、信用リスク相当額も重要性に乏しく、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期貸付金、(6) 敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務、(6) 長期割賦未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当社グループが利用しているデリバティブ取引は金利スワップ取引であります。これらはすべて特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式16百万円については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,663円01銭

- (2) 1株当たり当期純利益 118円01銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 29,986,926株

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数 29,987,040株

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	68,687	流动債	68,009
現金及び預金	27,766	買掛金	37,214
売掛金	11,144	関係会社短期借入金	2,701
商品	9,106	一年内返済予定の長期借入金	20,869
関係会社短期貸付金	17,117	リース債務	138
前払費用	1,157	未払法人税	1,973
そ貸の引当金	2,401	未払法人税	1,098
△6		未払法人税	729
固定形資産	76,852	受取引当債	147
有形建物	22,909	与引当債	35
構築建築	9,297	預貰引当債	2,881
船車工具	579	前賞役員資本	40
工器具	0	賞除引当債	80
一設資産	9	の負債	98
無形固資	2,817	定期借入債	39,873
地権	8,098	長期借入債	35,899
ソの借入	1,185	一括支払引当債	1,227
のそフのトウ	920	退職慰労引当債	1,244
のその他	10,715	の負債	90
投資その他の資産	650	長期借入債	1,220
投資その他の資産	767	一括支払引当債	191
投資その他の資産	9,041	の負債	
投資その他の資産	255	合計	107,882
投資その他の資産	43,227	(純資産の部)	
投資その他の資産	13	株主資本	37,657
投資その他の資産	16,349	資本剰余金	3,953
投資その他の資産	1,513	資本準備金	10,926
投資その他の資産	599	資本準備金	4,754
投資その他の資産	14,940	その他の資本	6,172
投資その他の資産	504	利益剰余金	26,277
投資その他の資産	8,028	利益剰余金	20
投資その他の資産	2,183	その他の利益剰余金	26,257
投資その他の資産	224	別途積立金	130
投資その他の資産	△1,130	繰越利益剰余金	26,127
資産合計	145,540	自己株式	△3,500
		純資産合計	37,657
		負債・純資産合計	145,540

損益計算書

(2020年 4月 1日から)
 (2021年 3月 31日まで)

(単位:百万円)

科 目												金 額	
売上原価												233,619	
売上管理費												196,971	
販売一般業外取引												36,647	
売上税												31,320	
営業収益												5,326	
受取手賃保金												126	
受取助務費												1,281	
受取取扱業務												36	
受取取扱業務												407	
受取取扱業務												18	
受取取扱業務												540	
受取取扱業務												18	
受取取扱業務												37	
受取取扱業務												166	
業外取扱費用												2,633	
支払賃貸料												242	
支払賃貸料												10	
支払賃貸料												331	
支払賃貸料												211	
支払賃貸料												146	
定常利益												942	
別別定期												7,018	
別定期												25	
別定期												1	
別定期												180	
別定期												807	
別定期												27	
害引前当期												1,017	
害引前当期												6,026	
人税人税期												2,495	
人税人税期												31	
人税人税期												2,527	
人税人税期												3,499	

株主資本等変動計算書

(2020年 4月 1日から)
(2021年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	利益剰余金 合計
2020年 4月 1日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	23,378 23,528
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△749 △749
当期純利益							3,499 3,499
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,749 2,749
2021年 3月 31日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	26,127 26,277

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2020年 4月 1日 残高	△3,499	34,908	34,908
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△749	△749
当期純利益		3,499	3,499
自己株式の取得	△0	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	△0	2,748	2,748
2021年 3月 31日 残高	△3,500	37,657	37,657

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②関係会社出資金

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～47年
----	---------

構築物	10年～45年
-----	---------

工具、器具及び備品	5年～15年
-----------	--------

②無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却をしております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 —— 金利スワップ

ヘッジ対象 —— 借入金

ヘッジ方針

内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日) 第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日) 第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

調剤薬局事業に係るのれん及び関係会社株式等の評価に用いる将来キャッシュ・フローの見積り

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

科目名	金額（百万円）
のれん	9,041
関係会社株式	7,971
関係会社出資金	1,513

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、貸借対照表において、上記ののれん及び関係会社株式等を計上しております。上記の資産については、固定資産の減損に係る会計基準及び金融商品に関する会計基準に従って評価を行っておりますが、その評価の仮定には、連結計算書類に計上されているのれんと同様の経営者の判断を含んでおります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権債務

売掛金	3百万円
その他	567百万円
買掛金	11百万円
未払金	142百万円

(2) 債権流動化による売掛債権譲渡高は25,061百万円であります。なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は25,929百万円であります。

(4) 保証債務

関係会社の借入金及び割賦未払金に対し債務保証を行っております。

日本ジェネリック株式会社	10,160百万円
--------------	-----------

(5) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	579百万円
構築物	47百万円
土地	1,774百万円
敷金及び保証金	154百万円
計	2,556百万円

②担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	1,074百万円
長期借入金	3,085百万円
計	4,159百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高	
売上	87百万円
売上原価	65百万円
販売費及び一般管理費	972百万円
営業取引以外の取引高	1,454百万円

(2) 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東北 (1店舗)	土地	38
店舗	関東・甲信越 (4店舗)	建物、構築物、土地、その他	214
店舗	東海 (1店舗)	建物、その他	58
店舗	関西・北陸 (2店舗)	建物、構築物、その他	45
店舗	中国・四国 (1店舗)	建物	14
店舗	九州 (5店舗)	建物、構築物、土地、のれん	436
合計			807

(注) 当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,060千株	0千株	-千株	2,061千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	882百万円
未払事業税	85百万円
法定福利費	142百万円
たな卸資産評価損	53百万円
資産除去債務	398百万円
役員退職慰労引当金	27百万円
減損損失	457百万円
長期前払消費税等	196百万円
退職給付引当金	381百万円
有価証券評価損	27百万円
関係会社株式・関係会社出資金	3,049百万円
貸倒引当金	348百万円
その他	378百万円
繰延税金資産小計	6,427百万円
評価性引当額	△3,815百万円
計	2,612百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△150百万円
その他	△277百万円
計	△428百万円
繰延税金資産の純額	2,183百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2%
永久に益金に算入されない項目	△5.6%
住民税均等割	3.7%
留保金課税等	3.9%
のれん償却による影響	3.4%
評価性引当額の増減	1.3%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼職等	事業上の関係				
子会社	日本ジェネリック㈱	1,255	ジェネリック医薬品の製造販売	直接100%	役員1名	当社仕入先	資金の回収(純額)(注1)	2,287	関係会社短期貸付金(注1)	14,467
							債務保証(注2)	10,160	関係会社長期貸付金(注1)	14,940
							利息の受取(注1)	119		
子会社	長生堂製薬㈱	340	ジェネリック医薬品の製造販売	直接100%	役員1名	当社仕入先	資金の貸付(純額)(注3)	100	関係会社短期貸付金(注3)	1,450
							利息の受取(注3)	1		
子会社	(株)メディカルリソース	93	医療従事者派遣・紹介事業	直接100%	役員3名	当社仕入先	資金の返済(純額)(注4)	888	関係会社短期借入金(注4)	2,701
							利息の支払(注4)	11		

- (注1) 日本ジェネリック㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 日本ジェネリック㈱の借入金及び割賦未払金について保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。
- (注3) 長生堂製薬㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) (株)メディカルリソースからの借入金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。
- (注5) 上記以外に日本ジェネリック㈱に対する貸付金を対象とした貸倒引当金1,130百万円を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,255円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	116円69銭
(注) 算定上の基礎	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	29,986,926株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	29,987,040株

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃木秀一印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤毅文印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するため、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃木秀一印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤毅文印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (4) 後発事象について
記載すべき後発事象はありません。

2021年5月18日

日本調剤株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 畠山信之 印
監査等委員 ト部忠史 印
監査等委員 東葭新 印

(注) 監査等委員ト部忠史及び東葭新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上